

## 2016年度国費外国人留学生（学部留学生（特別枠））募集要項（大学推薦）

文部科学省は、大学推薦による国費外国人留学生（学部留学生（特別枠））を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1 応募者資格及び条件

- (1) 対象：学部正規課程の外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者。
- (2) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。
- (3) 年齢：原則として1994年4月2日から1999年4月1日までの間に出生した者。
- (4) 学歴：渡日時まで、学校教育における12年の課程を修了した者又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者（渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。又は、上記以外の資格により日本の大学入学資格を有する者を含む。）
- (5) 健康：心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (6) 渡日時期：4月期の場合、原則として2016年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。10月期の場合、原則として受入大学が定める同年の各学期の始まる最初の日（9月もしくは10月）から数えて前後2週間のうち、受入大学が指定する期日。
- (7) 査証取得：原則として、渡日前に「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失するので留意すること。
- (8) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の向上に努めること。
- (9) その他：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
  - ① 渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。
  - ② 受入大学の指定する期日に渡日できない者。
  - ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者。
  - ④ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者又は申請時から奨学金支給期間開始時までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、申請時に日本に留学中の私費外国人留学生であっても、修了し一度帰国することが確実な者はこの限りではない。
  - ⑤ 本奨学金における他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施する留学生を対象とした支援制度と併給する者。  
（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き大学推薦採用時（奨学金支給開始月）の学期以降も在籍予定の者も含む。）
  - ⑥ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
  - ⑦ 申請時に二重国籍者で渡日時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。

## 2 奨学金支給期間

渡日後、学部正規課程を卒業するのに必要な期間（標準修業年限）以内とする。

## 3 奨学金等

(1) 奨学金：月額 117,000 円（特定の地域において、修学・研究する者に対し、月額 2,000 円又は 3,000 円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある）を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

なお、次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令等に違反したとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
- ⑤ 学業成績等不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 当該大学を退学したとき又は他の大学に転学したとき。

(2) 旅費：

① 渡日旅費：文部科学省又は大学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則国籍国）から成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とする。

② 帰国旅費：文部科学省又は大学は、奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、原則として成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則国籍国）までの下級航空券を交付する。

(注1) 渡日及び帰国旅行の際の保険金は、留学生の自己負担とする。

(注2) 奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(3) 授業料等：大学における授業料等は当該大学が負担する。

## 4 推薦手続き及び選考

(1) 推薦：各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、推薦枠ごとに順位を付した上で別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を踏まえ、重点地域に配慮して申請すること。

(2) 選考：各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。なお、採用候補者決定後、各大学長は、各在外公館と連絡を取るよう採用候補者に指示すること。

(3) 提出書類等：

① 大学において作成提出するもの（公文書へ添付し、それぞれ正本を1部提出すること）

ア 国費外国人留学生（学部留学生）推薦調書（別紙様式1）

イ 推薦者一覧（別紙様式2）

ウ 候補者に対して行った面接等による総合成績評価報告書（別紙様式3）

エ 学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程（別紙様式4）

② 大学が本人より取り寄せて文部科学省へ提出するもの（正本を1部提出すること。）

ア 申請書

イ 写真（最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データ可）

③ 大学が本人より取り寄せて大学内で保管するもの（写しをそれぞれ1部保管すること）

ア 本人の国籍身分を証明する書類（例えば、パスポートの写し、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の写し）

イ 最終出身学校（高等学校又は大学）の成績証明書（出身学校で発行したもの）

ウ 最終出身学校（高等学校又は大学）の卒業（見込）証明書又は学位記

エ 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例えば、TOEFL、TOEIC等）

オ 在学証明書（大学等に在学中の者）

カ 成績証明書（大学等に在籍中の者）（任意）

④ その他

ア これらの書類は、日本語又は英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。また、可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判両面印刷に統一して作成すること。

イ 提出書類は一切返却しない。

ウ 上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。また、提出期日（当日消印有効）を過ぎたものは、一切受理しない。

エ 国によっては卒業証明書等の発行を代行行政官官署等によって行う場合があるが、出身学校への確認を行うなど、証明の内容確認に万全を期すこと。

オ 申請者の健康状態については、大学が責任をもって確認すること。

カ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて提出できるよう適切に管理すること。

## 5 募集締切及び結果通知

(1) 2016年4月に渡日する場合

募集締切：平成27年1月7日（木）必着

結果通知：平成28年2月下旬（予定）

※各大学長宛に文書をもって通知を行う。文部科学省から本人への通知は行わない。

(2) 2016年10月に渡日する場合

募集締切及び結果通知の期日については、別途事務連絡にて通知する。

## 6 注意事項

(1) 留学生を受入れる大学は留学生が渡日する前に、奨学金支給期間等の条件、渡日時期及び渡日方法（留学査証の取得方法等）について周知徹底すること。

(2) 各大学における学事上の取扱いについては、事前に十分指導すること。

## 7 その他

(1) 大学推薦により採用された者の宿舍、日本語教育等については、受入れ大学の責任において斡旋実施すること。

(2) 採用候補者として決定された者であっても、本国の事情により、出国が不可能となることがあるので、大学としても予め状況を把握しておくこと（特に、中国、ロシア、ミャンマー等は出国許可、旅券取得に相当の時間を要する場合がありますので確認しておくこと）。

(3) 退去強制処分を受け再入国が難しい候補者を推薦した場合、この者の採用を取り消すので注意すること。

(4) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、当該国国籍を有する国以外の在外公館には行わないので、国籍国以外に在住の者については、各大学の責任において手続きを行うこと。

(5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路）を、修了後、日本政府の実施する留学生事業に利用する目的で、関係行政機関と共有するとともに、利用目的の適正な範囲内において第三者へ提供する場合があります。この個人情報の取扱いにつき承諾しないと、採用しない。

なお、上記取扱いにおける利用目的は、国費外国人留学生として採用を決定する場合に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において詳細を定めることとする。誓約書は後日送付するため、送付され次第応募者へ周知すること。

8 上記の他、申請に関する留意事項及び詳細は、別紙「申請に当たっての留意事項」によること。